

# 2026年度 学術研修会開催の公募

静岡県理学療法士会（以下、県士会）が実施する学術研修会は学術局の研修部で企画しています。

しかし、県士会員の皆様の中には、

**「自身が学んだ内容を他の県士会員に発信したい」**  
とされている方々もいらっしゃるのではないのでしょうか。

学術局では、県士会員の学術力の向上を目的に、  
県士会員自ら企画した研修会を、発表まで支援いたします。

公募研修会テーマ 理学療法に貢献できる内容が望ましい

ぜひこの機会に、皆様が得た知識や技術を発信してください。

✓ 県士会員

(登録/認定/専門理学療法士のいずれかを有する)

✓ 申請期間：2026年4月27日(月)～6月21日(日)

✓ 申請先：研修部 田中幸平

Email:kohei2603@gmail.com

申請  
要件

■問い合わせ先 ※メールは24時間受付しますが、返信は平日になります

公益社団法人 静岡県理学療法士会 TEL: 054-266-5674 (平日 10:00～17:30受付)

E-mail office@shizuoka-pt.com

# 公益社団法人 静岡県理学療法士会主催 公募研修会について

## 1. 目的

公募研修会の目的は、静岡県理学療法士会会員（以下、県士会員）の中でも、学術活動に興味がある、または既に精力的に学術活動を行っている県士会員の、さらなる学術力の向上です。

## 2. 公募研修会の開催経緯

これまでに学術局専門領域部の各専門部会で企画していた学術研修会は、各専門部会でその研修会内容を決定していました。しかし、県士会員の中には、「自身が学んだ内容をもっと他の県士会員に発信したいけれど、発表する機会がない」と思っている県士会員も一定数いるのではないかと予想していました。公募研修会は、そのような県士会員が、自ら研修会を企画立案・担当していただき、自身が学んだ知見を県士会員に発信していただく機会を設定することで、自身の学術力向上の機会にさせていただきます。なお、2026年度からは学術局研修部が担当します。

## 3. 対象とするテーマ

- ・理学療法に貢献できる内容が望ましい

## 4. 申請要件

- ・県士会員（登録／認定／専門理学療法士のいずれかであること）

## 5. 謝金・交通費・新生涯学習システムのポイントなどの取り扱い

- ・講師や共同発表者などへの謝金、交通費、宿泊費などは、県士会の規定に準じて支給します。

## 6. 研修会の決定と申請者への連絡

- ・学術局で審査し、6月末ごろに申請者に結果を通知します。

## 7. 申請者へのお願い

### 7-1. 公募申請時

- ・申請書を提出した後に、研修部長から必要に応じて内容の問い合わせをさせていただく場合があります。
- ・申請者が提案した研修会の内容だけでなく、審査の段階で学術局から内容について提案させていただく場合があります。
- ・研修会の時間は120分程度を予定していますが、実技を含めて実施する場合は要相談とさせていただきます。

### 7-2. 研修会開催決定後

- ・研修会の発表が正式に決定した後も、研修部基礎部門の担当者が発表者と連絡を取り、内容や進捗を確認させていただく場合があります。その際に、申請者の連絡先を研修部基礎部門の担当者に提供させていただきます。

- ・会場の選定・予約・機材の準備、広報（県士会ホームページ、県士会メールマガジン、県士会LINE）など、研修会開催に必要な手続きは、他の士会主催研修会と同様に研修部基礎部門の担当者が実施しますが、発表者の希望も可能な範囲で取り入れさせていただきます。
- ・当日の研修会の参加者の促しは、県士会の広報だけでなく、申請者からも行っていただけますと幸いです。
- ・当日の会場準備などは、研修部で実施させていただきますが、可能であれば申請者の職場の方やお知り合いの方にもご協力いただきたいと思います。人数に制限はありますが、協力者には謝金・交通費などを県士会の規定に準じて支給いたします。

## 9. 申請先および問い合わせ先

静岡県理学療法士会 学術局研修部 田中幸平 連絡先：kohei2603@gmail.com

申請書（excel ファイル）はメール添付で上記連絡先に送付してください。連絡先から2週間以上返信がない場合は、届いていない可能性がありますので、必ず問い合わせをお願いします。

## 10. 研修会実施までのスケジュール（予定）

- 4月：県士会から研修会の公募案内開始 ※公募期間4月27日(月)～6月21日(日)
- 6月：研修会の決定と申請者への連絡
- 7月：発表準備、日程調整 ※7月下旬までに研修会企画資料を県士会理事会に提出
- 12月：研修会実施

## 11. 禁止事項

企業の宣伝目的の利用

以上

2026年4月 作成